

周南市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
周南市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月23日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会
委員長 小林 雄 二

周南市議会会議規則の一部を改正する規則

周南市議会会議規則(平成15年周南市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 補則(第101条)」

を

「第6章 協議又は調整を行うための場(第101条)

第7章 補則(第102条) 」

に改める。

第101条を第102条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第101条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第 101 条関係)

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
全員協議会	市政の重要課題、議会の運営等に関し協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
仮議会運営委員会	一般選挙後の議員の任期の起算日から一般選挙後初めて招集される議会の招集日までの間に議会の運営に関し協議又は調整を行うこと。	各会派から選出された議員	議会事務局長

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

周南市議会会議規則新旧対照表

現行	改正案
目次	目次
第1章 会議	第1章 会議
第1節 総則(第1条-第12条)	第1節 総則(第1条-第12条)
第2節 議案及び動議(第13条-第18条)	第2節 議案及び動議(第13条-第18条)
第3節 議事日程(第19条-第23条)	第3節 議事日程(第19条-第23条)
第4節 選挙(第24条-第32条)	第4節 選挙(第24条-第32条)
第5節 議事(第33条-第46条)	第5節 議事(第33条-第46条)
第6節 秘密会(第47条・第48条)	第6節 秘密会(第47条・第48条)
第7節 発言(第49条-第60条)	第7節 発言(第49条-第60条)
第8節 表決(第61条-第70条)	第8節 表決(第61条-第70条)
第9節 会議録(第71条-第75条)	第9節 会議録(第71条-第75条)
第10節 議員派遣(第76条)	第10節 議員派遣(第76条)
第2章 請願及び陳情(第77条-第85条)	第2章 請願及び陳情(第77条-第85条)
第3章 辞職及び資格の決定(第86条-第90条)	第3章 辞職及び資格の決定(第86条-第90条)
第4章 規律(第91条-第94条)	第4章 規律(第91条-第94条)
第5章 懲罰(第95条-第100条)	第5章 懲罰(第95条-第100条)
(新設)	<u>第6章 協議又は調整を行うための場(第101条)</u>
<u>第6章 補則(第101条)</u>	<u>第7章 補則(第102条)</u>
附則	附則
(新設)	<u>第6章 協議又は調整を行うための場</u>
(新設)	<u>(協議又は調整を行うための場)</u>
	<u>第101条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。</u>

第 6 章 補則
 (会議規則の疑義に対する措置)
 第 101 条 (略)

(新設)

第 7 章 補則
 (会議規則の疑義に対する措置)
 第 102 条 (略)

別表(第 101 条関係)

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
全員協議会	市政の重要課題、議会の運営等に関し協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
仮議会運営委員会	一般選挙後の議員の任期の起算日から一般選挙後初めて召集される議会の召集日までの間に議会の運営に関し協議又は調整を行うこと。	各会派から選出された議員	議会議務局長

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。